社会福祉法人　福岡市民生事業連盟

ケアタウン茶山　特別養護老人ホーム料金表　　令和6年8月1日改定

要介護度	負担割合	日額	日額の内訳			月額(30日計算)
			基本サービス費	食事代	居住費	
要介護1	1割負担	4,577円	931円	1,580円	2,066円	137,310円
	2割負担	5,508円	1,862円			165,240円
	3割負担	6,440円	2,794円			193,200円
要介護2	1割負担	4,661円	1,015円	1,580円	2,066円	139,830円
	2割負担	5,675円	2,029円			170,250円
	3割負担	6,690円	3,044円			200,700円
要介護3	1割負担	4,750円	1,104円	1,580円	2,066円	142,500円
	2割負担	5,854円	2,208円			175,620円
	3割負担	6,958円	3,312円			208,740円
要介護4	1割負担	4,835円	1,189円	1,580円	2,066円	145,050円
	2割負担	6,023円	2,377円			180,690円
	3割負担	7,212円	3,566円			216,360円
要介護5	1割負担	4,917円	1,271円	1,580円	2,066円	147,510円
	2割負担	6,187円	2,541円			185,610円
	3割負担	7,458円	3,812円			223,740円

【補足事項(共通)】

・合計月額は端数処理の関係上、若干の誤差が生じます。

・基本サービス費は、別紙「加算体制一覧表」で■(チェック)がついた加算(現在算定している加算)を含んだ金額となります。

・入院期間中については、入院初日は通常料金、2日目から7日目(月をまたぐ場合は最長12日)は外泊時費用(257円/日)＋居住費、8日目(もしくは、外泊時費用の適用期間が終了した翌日)以降は上記居住費のみとなります。(※生活保護受給者を除く)

・新規入居、または30日を超える病院入院後の再入居については、入居日から30日間に限り、1日につき32円の初期加算をご負担いただきます。また、入居初日に限り、安全対策体制加算として21円をご負担いただきます。

・補足欄に記載した金額は、負担割合が1割の方の金額です。2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

・加算算定につきましては、体制等の変更により算定する項目、可否が変更となる場合がございます。

・その他、医療費、薬代、理美容代、外出行事費用(入場料等)、個人の嗜好品等購入費は、別途料金が生じます。

社会福祉法人　福岡市民生事業連盟

ケアタウン茶山　特別養護老人ホーム料金表【減免対象者版】　令和6年8月1日改定

要介護度	負担割合	日額	日額の内訳			月額(30日計算)
			基本サービス費	食事代	居住費	
要介護1	第1段階	2,111円	931円	300円	880円	63,330円
	第2段階	2,201円		390円	880円	66,030円
	第3段階①	2,951円		650円	1,370円	88,530円
	第3段階②	3,661円		1,360円	1,370円	109,830円
要介護2	第1段階	2,195円	1,015円	300円	880円	65,850円
	第2段階	2,285円		390円	880円	68,550円
	第3段階①	3,035円		650円	1,370円	91,050円
	第3段階②	3,745円		1,360円	1,370円	112,350円
要介護3	第1段階	2,284円	1,104円	300円	880円	68,520円
	第2段階	2,374円		390円	880円	71,220円
	第3段階①	3,124円		650円	1,370円	93,720円
	第3段階②	3,834円		1,360円	1,370円	115,020円
要介護4	第1段階	2,369円	1,189円	300円	880円	71,070円
	第2段階	2,459円		390円	880円	73,770円
	第3段階①	3,209円		650円	1,370円	96,270円
	第3段階②	3,919円		1,360円	1,370円	117,570円
要介護5	第1段階	2,451円	1,271円	300円	880円	73,530円
	第2段階	2,541円		390円	880円	76,230円
	第3段階①	3,291円		650円	1,370円	98,730円
	第3段階②	4,001円		1,360円	1,370円	120,030円

【減免の主な対象者について】

・第1段階（市町村民税世帯非課税（※1）の老齢福祉年金受給者、境界層該当者（※2）、生活保護受給者

・第2段階（市町村民税世帯非課税であって、〔合計所得金額＋年金収入額≦80万円/年〕を満たす者、境界層該当者）

・第3段階①（市町村民税世帯非課税者で、〔合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下〕の者、境界層該当者、市町村民税層における特例減額措置の適用がある者）

・第3段階②（市町村民税世帯非課税者で、〔合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者、境界層該当者、市町村民税層における特例減額措置の適用がある者）

※1「市町村民税非課税世帯」・・・世帯主及び全ての世帯員が市町村民税非課税である者、または市町村の定める条例により市町村民税が免除された者

※2「境界層該当者」・・・本来適用されるべき居住費・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者

※生活保護受給者以外では、併せて預貯金額が一定額以下であることが必要です。

社会福祉法人　福岡市民生事業連盟

ケアタウン茶山　特別養護老人ホーム料金表別紙（加算体制一覧）　令和6年8月1日現在

◇加算体制【負担割合が２割の方は２倍、３割の方は３倍の料金となります。】

加算名称	１割負担		内容
□初期加算	32　円	日	新規入居後30日間及び30日間を超える入院等から再入居した場合の30日間について加算
■個別機能訓練加算（Ⅰ）	13　円	日	個別リハビリ計画に基づくリハビリを行う場合
□個別機能訓練加算（Ⅱ）	21　円	月	国へ機能訓練データを提出し、活用している場合
□個別機能訓練加算（Ⅲ）	21　円	月	（Ⅱ）に加え、専門職種間での情報共有を評価
□ADL維持加算（Ⅰ）	32　円	月	一定の心身機能を維持できていることを評価
□ADL維持加算（Ⅱ）	63　円	月	一定の心身機能を維持できていることを評価
■栄養マネジメント強化	12　円	日	管理栄養士の食事観察等により、入居者ごとに栄養状態、嗜好を踏まえた食事の調整等を実施
□褥瘡マネジメント加算	4　円	月	褥瘡ケア計画に基づき、褥瘡の管理をした場合
■協力医療機関連携加算	105　円	月	協力医療機関との間で、相談・診療・入院に柔軟に対応する体制を確保している場合
■看護体制加算（Ⅰ）	5　円	日	常勤看護師を1名以上配置している場合
■看護体制加算（Ⅱ）	9　円	日	看護職員が常勤換算で利用者25名または
■精神科医師定期指導	6　円	日	精神科医師による療養指導（月に2回以上）
□高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11　円	月	協力医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保している場合
□高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6　円	月	感染症対策に知見のある医療機関から感染制御に係る指導を受けている場合
□新興感染症等療養費	251　円	日	新興感染症に罹患し、施設内で療養した場合
■口腔衛生管理体制加算	94　円	月	歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを実施
■夜勤職員配置加算（Ⅱ）	19　円	日	人員基準より多い夜勤職員を配置したことを評価
■日常生活継続支援加算	48　円	日	重度の利用者を積極的に受け入れていること評価
■安全対策体制加算	21　円	回	組織的に安全対策を実施される体制を整備
■科学的介護推進体制加算Ⅰ	42　円	月	国に介護データを提出し、活用している場合
□外泊時費用	257　円	日	入院・外泊された翌日より算定(1か月に6日が限度)
□退所時情報提供加算	262　円	回	退所後の医療機関に対し、入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
□退所時栄養情報連携加算	74　円	回	退所後の医療機関に対し、入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合
□看取り介護加算（Ⅰ）	76円～1,338円/日		一定の要件の下、施設にて看取り介護を提供
■介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14.0％		介護職員等の処遇改善に充てる加算です

※加算は、体制の変更等により算定の種類や可否が変更になる場合がございます。